

今すぐ1500円必要

異議あり

最低賃金1,140円では
物価高に追いつきません

国の目安を上回る
上げを！

愛知地方最低賃金審議会は8月21日、愛知の最低賃金を63円引き上げて1,140円とするよう愛知労働局長に答申しました。しかし、「食料品など割れないものがメチャクチャ上がっているのにこの金額ですか」「大村知事が会見までして上げを求めたのに無視ですか？」「非正規労働者の生活実態なんてわかっていないでしょ」「全国では国が示した目安を上回る上げなのに愛知はどうなってんの」と批判や疑問の声がひろがっています。



【談話】愛知地方最低賃金
審議会の答申について

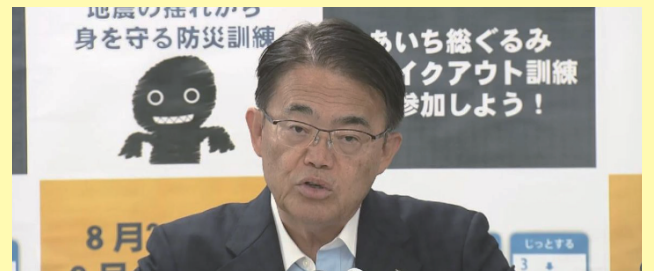
最低賃金の一丁目1番地は生計費

7月31日の帝国データバンクの発表によれば、8月の飲食料品値上げは1,010品目、10月は今年4月以来となる3千品目超が見込まれ、今年1月以降、最高だった4月（4,225品目）に次ぐ値上げラッシュです。また、7月4日発表された国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」とする回答が約6割。最低賃金審議の一丁目1番地は憲法25条に基づく生計費であり、大幅引き上げは国の責任です。



大村知事コメントを無視ですか？ 中山会長には説明責任があります

大村秀章知事は8月20日の記者会見で、愛知地方最低賃金審議会で議論が進む県内最低賃金について「中央審議会から示された目安以上での決着が望ましい」「昨今の物価上昇を鑑みると、適正な水準に引き上げがあってしかるべきだ」と話し、報道によれば同日中に審議会の中山徳良会長にコメントを提出しました。しかし、翌日開かれた審議会では、県民の代表である知事の意見に触れることもなく無視。目安どおりの63円引き上げを答申。中山会長には、知事のコメントをどう受け止めたのか説明責任があります。



全国で続々 目安上回る引き上げ

政府は、全国で湧き上がる「最賃上げろ」の世論に押され、「2020年代に全国平均1,500円」の目標を掲げました。全国あちこちで県知事が上乗せを求め、28地方中21地方審議会（75%）が目安額を上回る答申を出しています。

国の審議会が示した引き上げ目安に
上乗せを決めた地方審議会（21道県）
※22日時点いずれも時給

上乗せ	引き上げ後の金額
9円	鳥取1030円
8円	島根1033
7円	石川1054
6円	茨城1074、福井1053
3円	香川1036
2円	北海道1075、 宮城1038、新潟1050、 奈良1051、和歌山1045、 岡山1047、広島1085、 福岡1057
1円	栃木1068、千葉1140、 富山1062、岐阜1065、 三重1087、兵庫1116、 山口1043

もっと引き上げを！声を届けよう

愛知労働局長は、今回の答申を受け異議申出を受け付ける公示（裏面参照）を出しました。審議会はこれを受け、9月8日に再審議の必要性を話し合います。再審議・引き上げを決断するよう、私たちの思いを届けましょう。異議申出は、個人でも団体でも提出できます。



最低賃金
もっとあげて

あなたの声が 審議会を動かします

【異議申出書の見本・ひな形】

(それぞれの生活実態や引上げの必要性を自由に書いてください)

【異議申出書の出し方】

提出先 愛知労働局長 小林 洋子 様
住所 〒460-8507
名古屋市中区三の丸 2-5-1
名古屋合同庁舎第 2 号館
提出方法 郵送または持参
期 限 9月5日まで
対象者 県内で働く労働者
県内で事業を営む使用者
これらの者の団体
内 容 不服とする内容と理由
問合せ先 愛知労働局賃金課
☎052(972)0257



2025 年 月 日

愛知労働局長 小林 洋子 様

物価高によって生活は大変になるばかりです
最低賃金 1140 円では足りません

私は、いわゆる就職氷河期世代で、ずっと正規雇用の仕事に就くことができませんでした。数年前に、介護福祉士の資格を取り、やっとの思いで正規雇用で働き始め、お年寄りに寄りそって仕事をしています。

しかし、介護職の給料はとても安く、夜勤ができない場合は最低賃金ギリギリの状態です。毎日が節約とのたたかいですが、子育て中であり夜勤をすることは無理です。

大村知事が、国の目安を上回る引上げを求めたことをニュースでやっていましたが反映されなかったことは本当に残念です。最低賃金の引き上げが、私たちの生活に直結します。

どうか、再度審議していただき、私たちのような者の生活が少しでも安定するようにしてください。

個人名または団体名と名前

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金 審議会の意見に関する公示

別紙

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金 審議会の意見の要旨

愛知労働局一般公示 第 88 号

令和 7 年 8 月 21 日、愛知地方最低賃金審議会から、愛知県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、愛知県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び第 12 条の規定に基づき、令和 7 年 9 月 5 日までに愛知労働局長あて(名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 8 月 21 日

愛知労働局長 小林 洋子

愛知県最低賃金を次のように定めること。

- 適用する地域
愛知県の区域
- 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,140 円
- この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 効力発生の日
令和 7 年 10 月 18 日

